

瀬戸内海国立公園（六甲地域）の 公園区域及び公園計画の変更案の概要

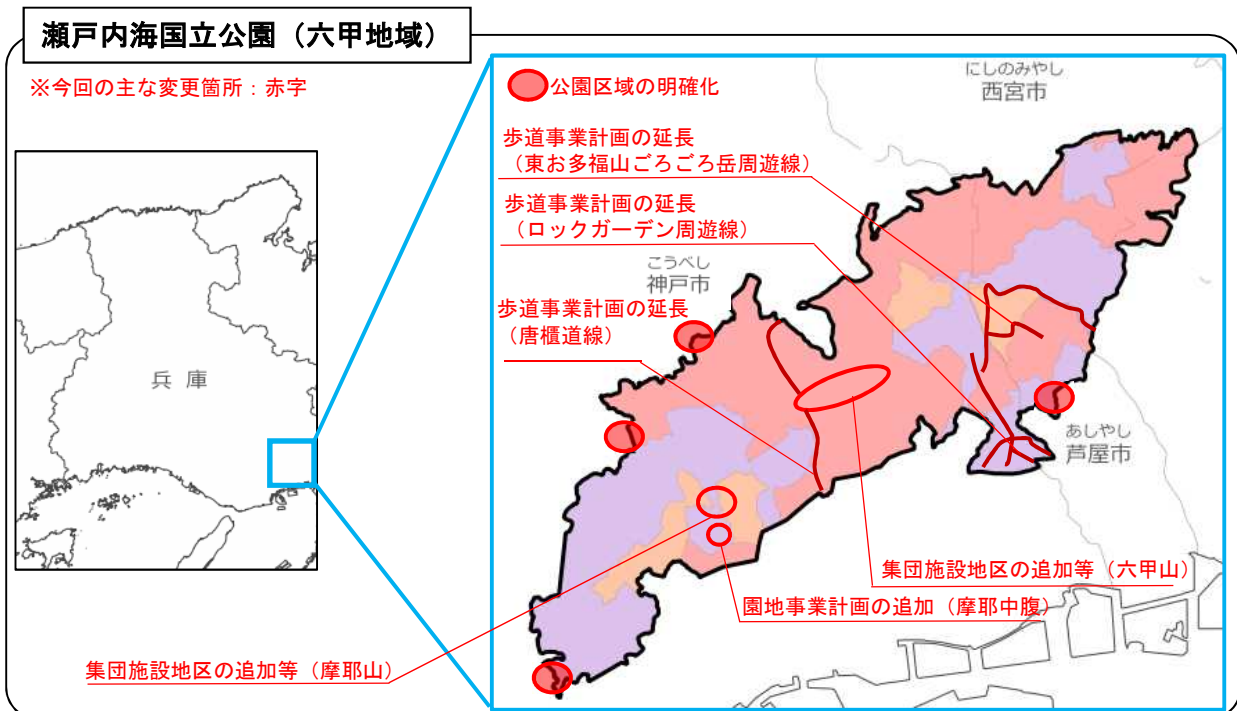
1. 背景

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島景観を中心とした優れた眺望に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、昭和9年にわが国最初の国立公園の一つとして指定されています。

今回変更の対象となる六甲地域は、当公園の東部に位置し、六甲山系のうち東の譲葉山から六甲山、摩耶山を経て、西の再度山までの東西約20kmに及ぶ区域を有し、昭和31年5月1日に区域指定されました。

本地域は古くから関西における避暑地、保養地として親しまれてきましたが、近年は利用施設の老朽化などが課題となっており、地元自治体や民間事業者において、インバウンド対策も含めた六甲山の活性化への取り組みが進められています。そのような動きの中で、大都市の近郊にありながら豊かな自然が保全されているという最大の特徴を活かし、質の高いサービスの提供が行われるよう、適正な利用の推進が急務となっています。

今回は、本地域を取り巻くこれらの情勢変化を踏まえ、六甲山らしい公園利用を推進するため、集団施設地区の追加や利用施設の整理、利用拠点としての機能が期待される地域の地種区分の変更及び不明確であった区域線の明確化など、必要な見直しを行うものです。



2. 変更案のポイント

- ・利用拠点としての機能が期待される六甲山及び摩耶山において、集団施設地区の追加や地種区分の変更等を行います。
- ・公園区域が不明確な箇所について、必要な区域の明確化を行います。
- ・社会情勢及び利用実態の変化を踏まえ、既存の利用施設計画の見直しを行います。

3. 変更案の詳細

(1) 公園区域の変更

- ・ 拡張する区域
芦屋市奥山の一部（1 ha）
- ・ 削除する区域
兵庫県神戸市北区山田町上谷上、兵庫区平野町、及び芦屋市奥山の各一部（6 ha）

(2) 保護規制計画の変更

- ・ 特別保護地区の削除 3 ha
- ・ 第1種特別地域の拡張 3 ha
- ・ 第1種特別地域の削除 27ha
- ・ 第2種特別地域の拡張 23ha
- ・ 第2種特別地域の削除 1 ha

(3) 利用施設計画の変更

ア 集団施設地区

- ・ 追加 六甲山、摩耶山

イ 単独施設

- ・ 追加 園地（摩耶中腹）
- ・ 変更 園地（東お多福山）
- ・ 削除 園地、宿舎、運動場、公衆便所、野営場、植物園、駐車場、博物展示施設（六甲山） ※六甲山集団施設地区に振替
乗馬施設（六甲山牧場）
園地、宿舎、駐車場、博物展示施設（摩耶山） ※摩耶山集団施設地区に振替
野営場（蓬萊峽）、園地（船坂）、宿舎（奥池）、野営場（四ツ目岩）

ウ 道路

- ・ 変更 カスケードバレイ線（歩道）、唐櫃道線（歩道）、油こぶし線（歩道）、ロックガーデン周遊線（歩道）、東お多福ごろごろ岳周遊線（歩道）
- ・ 削除 表六回遊線（車道）※六甲山集団施設地区に振替、西六甲線（歩道）、船坂谷線（歩道）

【参考】瀬戸内海国立公園（六甲地域）の面積（変更後）

【単位：ha】

	特別保護地区	特別第1種地域	特別第2種地域	特別第3種地域	普通地域（陸域）	（陸域合計）	海地域公園	普通地域（海域）	（海域合計）
公園全体	621	2,670	3,563	—	—	6,854	—	—	—